

排水設備施設工事申請に係る注意事項

矢巾町下水道指定店 各位

排水設備計画確認申請を行うに当たり、以下の点に注意して申請いただくようお願いいたします。

【注意事項】

- ① 申請に当たり「設置場所（住所）」の記載は必ずお願いいたします。矢巾駅東地区や岩手医科大学付属病院付近など住居表示が変更されている箇所もありますので、ご注意願います。
- ② 確認申請書の様式は、公共下水道用と農業集落排水用とで様式が異なりますのでご注意願います。なお、公共下水道用の様式は黄色で申請願います。（指定店控となる申請書及び添付する図面等は普通紙で構いません。）
- ③ 現在矢巾町では老朽化したCo製公設柵を塩ビ製公設柵に交換する工事に取り組んでおります。工事予定箇所にCo製公設柵が設置されており交換が可能なものについては、町から交換工事を発注いたしますので、必ず担当者に確認するようお願いいたします。
- ④ 計画変更の確認申請を行う際には、変更申請書（橙色）用紙を2部提出願います。受付後、申請内容を確認し、確認印を押印した後1部返却いたします。
- ⑤ 完了届提出の際には、併せて「公共下水道・農業集落排水使用開始届」の提出を必ずお願いいたします（メーター指針を記入願います）。既に農業集落排水及び公共下水道に接続しており、改造のみの場合であっても、確認のために必ず記入し提出して頂きますようお願いいたします。
- ⑥ 矢巾町下水道指定店の指定内容に変更があった場合には速やかに変更の届け出をお願いいたします。排水設備責任技術者の増減があった場合にも届出が必要となります。
- ⑦ 自家水を下水道に流す場合、一般家庭では推定水量（井戸水のみ：4t/月/人、上水道併用：2t/月/人）として計算されます。推定水量が適用されない場合は加算メーターの設置していただくこととなります。メーターは町が購入し設置を依頼しますので、使用できるまでに2カ月程度の時間がかかります。又、自家水道や井戸等の情報を申請書に追記願います。
- ⑧ その他申請の手順等につきましては、矢巾町下水道条例及び矢巾町下水道条例施行規則をご確認願います。
- ⑨ 申請に当たりご不明な点等がございましたら、担当まで問い合わせ願います。

※グリストラップ等を設置する場合は、容量計算の方法（SHASE-S217-2016）によりメンテナンス周期が変わります。メンテナンスがされず廃液等が污水管に流出することが無いよう施主に説明を行うとともに、適正な容量計算を行うようお願いいたします。

※矢巾町の下水道は汚水と雨水を個別に処理する分流式となっております。宅内排水枥等から雨水が浸入しないよう十分注意願います。

ディスポーザ排水処理の対象システムは、①平成10年から平成12年までの建築基準法第38条に基づく大臣認定を受けたシステム、②社団法人日本下水道協会は平成13年3月以降に制定した「下水道のためのディスポーザ排水処理性能基準」に基づき、第三者機関による適合評価を受けたシステムを示します。

下水道用塩化ビニル製ますの使用について

1. 硬質塩化ビニル製ます（以下「塩ビます」という。）の規格

塩ビますは、原則として下水道協会規格品（J S W A S）及び排水設備用樹脂製ます協会規格品（HMS）を使用するものとする。ただし、汚水についてはます及び排水管は固着させることが条件となるが、水密性があり、かつ、離脱しない構造についてはこの限りではない。

2. 塩ビますの使用できる範囲

宅地内排水設備とし、私道内排水設備は原則として使用しないものとする。ただし、宅地内であっても総重量2トンを超える車両が通行する箇所及び不特定多数の車両が進入する箇所等には、前項に掲げる規格で規定する下水道用鋳鉄製防護ふたを使用するものとする。

3. 塩ビますのふた

塩ビますのふたの種類（ワンタッチ式、ターンアップ式）は、使用者と相談し決定すること。塩ビますのふた及び防護ふたを使用する場合の適用は次のとおりとする。

種類	適用	備考
ふた	T-2 宅地内	総重量2tを超える車両等が通行しない場所
防護ふた	T-8 宅地内	総重量8tを超える車両等が通行しない場所
	T-14 大型車の交通の少ない場所	総重量14tを超える車両等が通行しない場所
	T-25 上記以外	総重量14tを超える車両等が通行する場所

なお、塩ビますを車庫等に設置するとき、舗装を行わない場合はますの周囲がくぼみ、側面が露出するおそれがあるので周囲をコンクリート等で巻き立て保護することが望ましい。

4. 塩ビますの内径と深さ

塩ビますの内径と深さについては、次表を標準とする。（2m以下）

排水管口径	深さ	内径
100mm	1.0m以下	150mm
100mm	1.5m以下	200mm
100mm 150mm	1.5m超 2.0m以下	300mm

上記ますの適用は、設置場所等の状況により別途考慮する。

※ 2.0mを超える場合は、0号マンホールとする。

5. 使用するにあたっての注意事項

- ① 二重トラップとしてはならない。（器具トラップを有する排水管はトラップますのトラップ部に接続しない。）
- ② トラップますを設置するときは、維持管理を容易にするためトラップ部に必ず掃除口を使用すること。（75mm以上）
- ③ 自在継手は、やむを得ない場合のみ使用できる。
- ④ 舗装する場合は、熱でますの立上り部が変形しないよう周囲を保護すること。
- ⑤ 宅内からますまでの排水管（3m以下）は75mmとすること。（トイレ排水をのぞく）
- ⑥ その他施工の際、基準等に合致しない事例がある場合は町と別途協議すること。